

【廃棄物の分類】

「廃棄物」とは、一言で言えば「汚物または不要物」ということです。

占有者が自分で利用したり他人に有償で売却できないために不要となった固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）を言います。

逆に価値のあるもの、通常の世界生活で売買の対象になるものを「有価物」と言います。

